

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、創業以来、「社会の信用を、企業の繁栄を、相互の幸福を」を社訓と定め、株主・投資家の皆様をはじめ、お客様や社会からの信頼を高め、環境への影響を十分配慮した製品作りを通じて、最高の品質と価格競争力をもった製品を提供することにより、社会に貢献できる企業を目指してまいりました。当社ではステークホルダーの皆様からの、なお一層の信頼獲得のためにはグローバル・コーポレート・ガバナンスの強化・充実が最重要課題と認識しており、より透明度の高い経営システムの構築に積極的に取り組んでまいります。

1. 経営の監督・監査

取締役会

当社は、2002年に執行役員制度を導入し、経営における業務執行機能と監視機能との分離を図ってまいりました。2016年株主総会後は、取締役会は9名で構成され、うち社外取締役1名および独立社外取締役2名とし、経営の透明度を高め、経営の監督機能を強化しております。取締役会では十分な議論の後、法令で定められた事項及び経営の基本方針・重要事項等についての決議を行なう他、執行役員の業務執行の監督を行っております。

監査等委員会

当社は監督・監査の強化を目的として、2016年に株主総会の承認を得て監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員は、取締役会をはじめとした重要な会議への出席や業務執行状況の調査を通して、取締役および執行役員の職務について、その適法性・妥当性の観点から意見を述べるとともに、監査計画に従い監査を実施します。監査等委員会は3名で構成され、うち2名は独立社外取締役であり、客観性、中立性の確保を図っております。

なお、当社では会計監査人を設置し、計算書類の監査を受けるとともに、この監査を通じて、監査人が気付いた経営管理上の課題等について適宜助言を受けております。

2. 業務執行

経営会議等

・執行役員制度を導入しており、職務執行の権限を大幅に執行役員に委譲することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備すると共に、代表取締役及び取締役会を補佐する機関として経営会議、役員会、地域事業会議を設置しております。また、会社業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的として、組織に係る規程、業務分掌に係る規程、職務権限に係る規程等を整備しております。

・関係会社については、地域統括責任者が経営会議に出席すると共に、随時TV若しくは電話会議を実施しております。

・執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」及び「稟議決裁規程」に基づき適正かつ効率的に行っております。

3. コンプライアンス体制

内部監査

当社は業務執行部門から独立した代表取締役直轄の経営監査室(3名)において、各部門および各子会社の業務の執行・法令への適合状況についての内部監査を行ない、監査結果に対して改善を実施しております。この内部監査を通じてコンプライアンス経営が確実に行われていることを検証するとともに、指摘事項の改善により、企業の信頼度を継続的に高めております。

行動規範の制定

コンプライアンスの確立に際しては、社員全員の社会規範に沿った行動、法令および社内規定を遵守した業務遂行が必須であることから、「河西グループ行動規範」を2003年9月に制定し、全グループ社員の意識の向上と啓蒙に努めております。

会社情報適時開示の推進

経営の透明性の確保の観点から、法令等に則った適時開示にとどまらず、投資者の投資判断に影響を及ぼすと判断される会社情報についても積極的に開示してまいります。当社では今後ともホームページ等を利用したIRの充実を図り、分かり易く適切な情報開示に努め、上場企業としての説明責任を果たしてまいりたいと存じます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2-4】議決権の電子行使等

当社の定時株主総会では、例年、多数の株主様に議決権を行使いただいていることもあり、現時点で議決権の電子行使及び招集通知の英訳は予定しておりません。今後、議決権行使率の変動や機関投資家の皆様の要望等を勘案しながら、必要に応じて導入を検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

政策保有に関する方針

当社が今後も成長を続けていくためには様々な企業との協力関係が必要と考えております。

そのため、総合的な観点で当社の中長期的な企業価値向上に必要と判断した場合には、政策保有株式として保有致します。事業戦略、取引先との事業上の関係などを踏まえ、政策保有株の保有の是非については毎年見直しを行って参ります。

議決権行使の基準

当該投資先企業においては、短期的な株主利益のみを追求するのではなく、中・長期的な株主利益の向上を重視した経営がなされるべきと考えております。

投資先企業の持続的成長と中・長期的な企業価値向上の結果、当社の利益に資するよう議決権を行使して参ります。

【原則1 - 7】 関連当事者間の取引

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、会社法に従い、当該取締役は、取締役会において当該取引につき、その決議を受けることとしております。

また、取締役会規則において、取締役の競業取引、利益相反取引については、取締役会の決議事項である旨定め、取締役会で審議監視しております。

【原則3 - 1】 情報開示の充実

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

経営理念、経営ビジョンを、当社ホームページにて公表しておりますので、ご参照下さい。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の1. 基本的な考え方をご参照下さい。

(3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

本報告書の「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 [取締役報酬関係] 」欄をご参照下さい。

(4) 取締役の選任に関する方針と手続き

取締役候補の選任手続きについては、「指名報酬検討会」の助言を受けて、取締役会にて決定致します。

(5) 取締役の選任に際しての個々の説明

新任及び重任の取締役については、個々の選任理由並びに経歴を、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【原則4 - 1 - 1】 経営陣への委任の範囲の概要

当社は既に執行役員制度を導入しており、法令又は定款で取締役会において決定すべきとされている事項を除き、職務執行の権限を大幅に執行役員に委譲することにより、各執行役員が担当する業務領域に対する業務執行を統括する責任と権限を与え、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備しております。

【原則4 - 9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

会社法に基づく社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準を鑑み、当社として以下を独立性基準としております。

< 社外取締役独立性基準 >

下記1から6のいずれかに該当する場合には、独立性を有しないものとする。

1. 当社および当社子会社(以下、総称して「当社グループ」という。)を主要な取引先として物品又はサービスを提供している企業(注1)の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者

2. 当社グループが物品又はサービスを提供している主要な取引先(注2)の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者

3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭(注3)その他の財産を受けている弁護士、公認会計士、税理士もしくはコンサルタント等、又は当社グループから多額の金銭その他の財産を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

4. 当社の10%以上の議決権を保有する個人、又は企業の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者

5. 過去1年以内に上記1~4に該当していた者

6. 次の(1)から(5)までのいずれかに掲げる者

(1) 前1項から5項に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族

(2) 当社の業務執行取締役、執行役員、管理職以上の配偶者又は二親等以内の親族

(3) 当社子会社の業務執行取締役、執行役員、部長以上の配偶者又は二親等以内の親族

(4) 過去1年以内に、当社の業務執行取締役、執行役員、管理職以上であった者の配偶者又は二親等以内の親族

(5) 過去1年以内に、当社子会社の業務執行取締役、執行役員、部長以上であった者の配偶者又は二親等以内の親族

注:

1. 「当社グループを主要な取引先として物品又はサービスを提供している企業」とは、その企業の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の金額の支払を、当社グループから受けている企業をいう。

2. 「当社グループが物品又はサービスを提供している主要な取引先」とは、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の金額を、当社グループに支払っている企業をいう。

3. 「多額」とは、個人の場合は年間1000万円以上、法人・団体の場合は3事業年度の平均の総売上高の2%以上の金額をいう。

【原則4 - 11 - 1】 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

自動車業界の知識や経験、事業運営・会社経営の経験、法律・経理分野などの知見を有し、グローバルな視点から会社の成長戦略やガバナンス等について意見を述べることの出来る社内取締役並びに複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針としております。

定款の定めに基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内としております。尚、取締役の選任に当たっては、「指名報酬検討会」の助言を受けて、取締役会にて決定しております。

【原則4 - 11 - 2】 取締役、監査役の兼任状況

取締役の兼任状況につきましては、事業報告書の「重要な兼職の状況」に記載しております。

【原則4 - 11 - 3】 取締役会全体の実効性についての分析・評価した結果の概要

当社は、年に1回取締役が取締役会の実効性について議論し、評価を行っております。

2016年度の実効性の評価にあたっては、関連資料に基づき活発な議論が行われ、効率的な分析及び評価を行い、以下の点について確認致しました。

・戦略的事項並びに多岐に渡る重要事項が取締役に付議・報告され、決議に当たっては十分な審議が行われました。

・監査等委員会設置会社への移行に伴い、独立社外取締役を含む監査等委員が取締役会に出席することで、監査等委員から多角的で客観的

な意見や質問がなされ、取締役会の監督機能が強化されました。

・社外取締役や監査等委員からも積極的な発言がなされているなど、自由闊達な論議の場が形成されました。

上記の確認を踏まえ、当社取締役会の実効性は概ね確保出来ていると評価しております。当社は、今回の評価を踏まえ、今後も取締役会の実効性の向上に努めて参ります。

【原則4-14-2】取締役、監査役のトレーニング方針

取締役、執行役員、技師長、主務として遵守すべき義務、責任等に関しては、就任時に適切な説明を行うと共に、必要に応じて社外の研修機関等を活用しております。

社外取締役に対しては、当社の事業内容や財務内容の説明を行うほか、主要な拠点を視察するなどの機会を設けております。

【原則5-1】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

(1)管理統括グループ担当役員を株主との対話全般にかかる総括責任者としております。

(2)株主との建設的な対話を促進する為に、総務部、経営企画部、経理部、財務部が連携して、株主への対応等を行っております。

(3)年に2回、決算説明会を実施し、直後、当社経営陣が株主の皆様と対話を行う機会を設けております。また、決算説明会の内容や株主通信の内容につきましては、当社HPに掲載しております。

より建設的な対話を促進すべく、今後は対話のあり方を検討して参ります。

尚、総務部内にIR担当を置き、株主からの問い合わせの対応窓口としております。

(4)株主の皆様との対話内容は、必要に応じ管理統括グループ担当役員を通じて取締役会や経営会議に報告致します。

(5)株主、投資家の皆様との対話において、未公表の重要事項を伝達することは致しません。

尚、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とさせていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------------|-----------|-------|
| 長瀬産業株式会社 | 5,404,961 | 13.68 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 3,207,900 | 8.12 |
| 株式会社りそな銀行 | 1,825,049 | 4.62 |
| 株式会社タチエス | 1,692,000 | 4.28 |
| 株式会社横浜銀行 | 1,276,025 | 3.23 |
| 河西工業取引先持株会 | 1,257,300 | 3.18 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 1,032,300 | 2.61 |
| 株式会社みずほ銀行 | 921,084 | 2.33 |
| 株式会社ヨロズ | 917,000 | 2.32 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 871,000 | 2.20 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 輸送用機器 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------------------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 会長(社長を兼任している場合を除く) |
| 取締役の人数 | 9名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 池本 真也 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 平田 省三 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 渡邊 真也 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|---|--|
| 池本 真也 | | | 当社の主要な取引先および主要な株主である長瀬産業株式会社の業務執行者であり、現在、同社の執行役員自動車材料事業部事業部長であります。 | グローバルにビジネスを展開する企業の執行役員として、幅広い経験と経営に関する高い識見を有していることから、社外取締役に選任いたしました。 |
| 平田 省三 | | | 当社の売上げの6割程度を占める日産圏において、過去、主要な取引先である日産自動車株式会社の業務執行者でありましたが、2000年6月に、当社の主要な取引先である日産車体株式会社の業務執行者として移り、2006年6月に日産車体株式会社を退社されています。 | 当社の主要な取引先である、日産自動車株式会社および日産車体株式会社のご出身ですが、現在は両社との利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任いたしました。 |

| | | | |
|-------|--|--|---|
| 渡邊 眞也 | | 過去、当社の借入金の2割程度を占める主要な取引先である株式会社りそな銀行の業務執行者でありましたが、2007年6月に同行を退社されています。 | 当社は、複数の金融機関と取引しておりますが、株式会社りそな銀行からの借入金は、全体の2割程度であり、借入依存率は突出しておらず、同行の当社に対する影響度は希薄であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適格であると判断しております。 |
|-------|--|--|---|

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 1 | 2 | 社内取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現時点では、補助使用人は置いておりませんが、監査等委員会から求められた場合は、必要に応じて経営監査室員を監査等委員会の職務を補助する使用人として指名します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、当社及び関係会社の期中監査人監査、本社工場その他の期末棚卸実査において会計監査人と連携を図っているほか、監査人監査計画や決算関係並びに内部統制関係等で月次の定例会議を設け、情報の共有化を図っております。さらに、内部監査部門は、必要に応じて監査等委員会に出席し、監査等委員と意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

- 2014年6月20日の株主総会決議分（ストックオプション制度）
 (1)新株予約権 600個(1個は千株) (2)払込金額 764円 (3)行使期間 2016年8月から2019年7月
- 2017年6月23日の株主総会決議分（業績連動型報酬制度）

当社は、2017年6月23日開催の株主総会において、社外取締役を除く取締役および執行役員を対象とする、業績連動型報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議しております。本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、執行役員、および従業員の当社の業績向上に対する意識や士気を高めることにより、当社の企業価値の向上を計ること、更には今後の新たな人材確保のために使用することを目的とし、前述の対象者に新株予約権を無償で発行致しました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役(監査等委員を除く)に対する報酬176百万円(社外取締役を含む)
取締役(監査等委員)に対する報酬26百万円(社外監査等委員を含む)
監査役に対する報酬7百万円(社外監査役を含む)
上記合計210百万円(うち社外役員に対する報酬 16百万円)
以上 平成29年3月期決算分

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、職責に相応していること、優秀な人材が確保できること、社会的に妥当な水準であることを基本としております。尚、取締役の報酬総額の上限はそれぞれ、株主総会において決議された金額となります。

取締役の報酬は、固定報酬部分と業績連動部分とで構成し、固定部分は、地位等に応じ、一定レンジ内で決定します。業績連動部分は、会社業績ならびに本人業績を鑑み固定部分に対する一定比率で決定いたします。

社外取締役・監査等委員の報酬は、固定報酬分のみとし、一定レンジ内で決定いたします。尚、報酬の総枠については、「指名報酬検討会」の助言を受けて、取締役会にて決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

原則として、社外取締役に対しましては、社内取締役と同様の対応を行っております。経営企画部が窓口となり、取締役会、役員会、地域事業会議資料の事前配布、各会議事録の配布等対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・当社は取締役会を設置し、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定することとしております。取締役会は月1回以上開催しております。
- ・監査等委員会を設置し、取締役会をはじめ社内での重要な会議に出席し、取締役の職務執行並びに国内外の当社グループ会社の業務内容や財政状況について、年間計画に基づき往査を実施することなどで監視を行なっています。また、監査等委員は、監査等委員会を毎月1回以上開催いたします。
- ・当社は「河西グループ行動規範」を定め、法令、社内規定及び社会規範に則り職務を執行し、業務の適正を確保することとしております。
- ・会計監査人を設置し、計算書類等の監査を受けるとともに、監査を通じて、監査人が気付いた経営管理上の課題等について適宜アドバイスを受けております。
- ・取締役経験者または経歴等からみて適任と思われる者に顧問職を委嘱し、経営上の助言等を受ける場合があります。
- ・顧問弁護士からは、顧問契約に基づき、必要に応じて法令上のアドバイスを受けております。
- ・経営の透明性を確保することを目指し、関連規程を定め、法令等に則った適時開示を行なう体制を整備しております。
- ・当社は社外取締役(3名)を含めた「取締役会」、それを支える「経営会議」、「役員会」、「地域事業会議」、および「監査等委員会」の現体制が、経営における業務執行機能と監視機能を効率的にはかることが出来、株主・投資家等からの信認を確保していく上で、もっとも相応しいガバナンス体制と判断しています。
- 経営監視として、取締役会を毎月1回以上、監査等委員会を毎月1回以上開催、業務執行として経営会議を毎月2回以上、役員会、地域事業会議を毎月1回開催しています。
- 会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、会社法および金融商品取引法に基づく監査を受けております。
- ・当社は社外取締役を選任しています。その役割・機能は、自動車業界以外での知識・経験に基づいた専門性の高い識見を適宜当社経営施策に反映することです。
- ・監査等委員による監査を支える人材、体制の確保状況について:「監査等委員と会計監査人の連携状況」、「監査等委員と内部監査部門の連携状況」、「社外監査等委員のサポート体制」の欄を参照して下さい。
- ・財務、会計に関する知見を有する監査等委員の選任状況について:平田省三、渡邊真也両名は、自動車業界あるいは金融機関の経営首脳として財務・会計に関する知見があり、平田省三は2012年、渡邊真也も2012年から社外監査役として選任しています。
- ・独立性の高い社外監査役の選任状況について:「社外監査役の選任状況」の欄を参照して下さい。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2002年に執行役員制度を導入して以来、経営の意思決定と業務の執行との分離を図っております。取締役会は毎月1回以上開催し、法令で定められた事項および経営の基本方針・重要事項等について決議を行う他、執行役員の業務執行の監督を行なっております。経営会議は毎月2回以上開催し、取締役会に諮る前に十分審議を尽くし、また経営課題への迅速な対応を行なっております。その他の経営体制としては、役員会、地域事業会議を設け、毎月1回開催しております。

当社は2016年の株主総会の承認を経て、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員会は監査等委員3名(内2名は社外取締役)で構成されております。監査等委員は監査等委員会が定めた方針に従って取締役会をはじめとした重要な会議に出席し経営の監視を実施しております。

当社は会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。
取締役会による経営の意思決定・業務執行の監督、及び監査等委員会による経営の監視を有効なものにする上で、以上の現体制が当社にとっ
てもっとも相応しいガバナンス体制であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----|---|
| その他 | 株主総会招集通知を発送日の前日に上場会社ウェブサイトおよび当社ウェブサイトへ掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回、投資家に対する決算や事業方針等の説明会を開催しています。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信(連結)、個別財務諸表の概要、有価証券報告書、プレスリリース一覧、決算説明会資料等掲載しています。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 総務部 総務課内にIR担当者をおき、外部窓口対応を行っております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「河西グループ行動規範」を定め、法令遵守はもとより、社会規範に則った責任ある行動をとるよう、啓蒙に努め、企業の社会的信用の向上に向けた取り組みを行っております。内部通報制度を取り入れ、相互監視によるコンプライアンス経営の向上を期しておりますが、内部通報者保護規程を定め、通報者の保護を図り制度の適正な運用と不正行為の早期発見に努めてまいります。また、内部者取引防止管理規程を設け、インサイダー取引の未然防止への対応を図っております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社は環境ISO14001に則り、全従業員が参画し、当社企業活動の全ての分野での環境保全と環境事故の未然防止に努めております。当社では法令や業界の規範などの要求を遵守するとどまらず、自主基準を制定し一層の環境保全に取り組むことにより、地域社会の一員としての責任を果たしてまいります。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社では会社情報開示規程を設け、「適時開示規則」で求められる情報のみならず、投資者の投資判断に影響を及ぼすと判断される会社情報についても、積極的に開示してまいります。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔内部統制システムに関する基本的な考え方〕

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の通りであります。

1. 取締役並びに使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令及び定款に適合しているかを監督致します。また、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行を監査するとともに、必要に応じ経営監査室と連携し、グループ会社の業務内容や財政状態を監査致します。

・当社は、「河西グループ行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令、社会規範に則った行動を義務付けるとともに、それらに反する行為については内部及び顧問弁護士に通報する制度を設けます。当規範とマニュアルはイントラネットに掲載し、社内への周知徹底を図ります。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図ります。

・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応致します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施致します。

また、株主総会議事録、取締役会議事録など取締役の職務の執行に必要な文書については、「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理致します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、それぞれの業務におけるリスクをコントロールすべく規程、基準書、要領等を定め、各業務はこれらに従って遂行されます。また、取締役会は業務の執行状況について定期的に報告を受け、事業運営に伴う重要なリスクについて、対応を取締役会で審議・決定するよう諮るものと致します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、経営と執行の分離により、職務執行の権限を執行役員に委譲することで、効率的な事業・業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入致します。これにより、取締役はグループ全体の目標、方針、戦略を定めます。一方、執行役員は取締役会で決定された方針・戦略に従い、個々の事業・業務を責任と権限をもって執行致します。

・当社は、経営戦略会議を設置し、グループの中長期経営方針・経営戦略などの重要な目標・方針・戦略策定に関して十分な討議を行います。また、経営戦略会議で設定した目標に基づく業務を執行する際の重要事項について審議を行う経営会議を定期的に設け、その審議を経て取締役会の決議を行うことにより、取締役会における審議の効率化を図ります。

・当社は、業務執行の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的として、組織に係る規程、業務分掌に係る規程、職務権限に係る規程等を整備致します。

5. 次に掲げる体制その他の当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、業務が適切に遂行されるよう、子会社に取締役及び(又は)監査を行う人員を派遣致します。また、当社の地域統括責任者は子会社の業務執行状況を経営会議に定期的に報告し、必要に応じて当社の経営会議に出席するほか、TV若しくは電話会議で参加し、適切な経営判断を得て、地域運営にあたります。

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社が重要な投資案件等の重要事項を実行する際には、当社の規程に従い、当社の経営会議或いは取締役会の決議を得なければならないなど、子会社の各業務におけるリスクをコントロールすべく規程、基準書、要領等を定めます。

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、主要地域において、当社の地域統括責任者によって開催される地域事業会議において子会社の業務執行状況を審議する体制を敷きます。また、当社の稟議決裁規程の整備・運用により、子会社の決裁範囲を明確にし、権限委譲を図ります。

ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の監査等委員会による子会社の業務及び財産の業況の調査が定期的に行われる体制を確保するほか、経営監査室は子会社も内部監査の対象とし、その業務の適正を監査致します。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役並びに使用人に関する事項、その取締役並びに使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会から求められた場合は、必要に応じて経営監査室員を監査等委員会の職務を補助する使用人(以下「補助使用人」という)として指名致します。なお、補助使用人を置く場合は、独立性及び指示の実効性を確保するため、補助使用人の人事異動及び人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものと致します。

7. 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制

・取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならないものと致します。
・取締役及び使用人は、監査等委員会が報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものと致します。
・当社は、監査等委員が取締役会の他必要と認める重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、業務執行状況及び重要事項の決定について、監査等委員会へ報告できる体制を確保致します。

ロ 当社の子会社の取締役、監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
・子会社の取締役は、当社の監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものと致します。

・当社は、当社の経営監査室による子会社の内部監査の結果についても経営監査室より監査等委員会へ報告を行うこととし、リスク管理及び法令遵守の状況についての監査等委員会への報告体制を確保致します。

8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報者保護規程を整備し、内部通報をした使用人が通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないことを定めます。

9. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に関する事項

当社は、監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないことと致します。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、経営監査室が必要に応じ監査等委員会と連携する体制を整備致します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除について、毅然とした態度で対応することを「河西グループ行動規範」及び「コンプライアンスマニュアル」に定めております。対応の主管部署は総務部とし、外部の専門機関(顧問弁護士、警察署等)と随時連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集に当たると共に、社内へ周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は1946年に事業を開始して以来、自動車産業の発展と共に技術開発や生産システム作り、人材開発に積極的に取り組み、自動車内装部品の研究開発、製造、販売におけるトップメーカーとしての地位を築いてまいりました。

当社グループは長期ビジョンとして「グローバルエクセレントカンパニーの確立」の理念のもと、グローバル市場における自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、製品開発力・技術力の強化を図り、海外を含む取引先への拡販を積極的に進めております。

これらの高い技術と共に、最高の品質と価格競争力をもった製品をグローバルに供給することによって、取引先に満足していただくとともに、環境への影響を十分配慮した製品作りを通じて、社会に貢献できる収益力ある企業であることが、当社グループのめざすべきものと考えております。

創業以来培ってきた高い志に基づく経営理念、品質、技術、そして企業文化を共有する人材という有形無形の財産が、当社グループを継続的に発展、ひいては、広く社会から信頼される企業へと導き、企業価値・株主共同の利益確保・向上を可能にするものと考えております。

2. 基本方針

当社は上場会社である以上、原則として、株主は株式の自由な取引を通じて決まるものであり、当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。従いまして、大規模買付行為の提案に応じるか否かについても、あくまで、最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。

また、大規模買付行為が提案された場合、当社グループの企業価値に与える影響、大規模買付行為の目的や買付後の経営方針等の情報が十分に株主に提供されるとともに、適切に判断する為の時間が十分確保されるべきであると考えております。

株式の大規模買付行為を行う者の中には、短期的利益を獲得することのみを目的とする者もあり、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損させるおそれが生じることもあり得ます。大規模買付行為により当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配するということは、すなわち、当社グループの経営理念、企業文化、或いは将来のビジョンを理解し、企業価値・株主共同の利益の向上と社会的貢献に継続的に取り組む責務を有するものであると考えておりますが、このようなことを理解せず、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損させるような大規模買付行為を行う者は、当社グループの財務及び事業の方針を支配するものとして不適切であると考えております。

3. 企業価値・株主共同の利益向上への取組み

当社グループでは、企業価値・株主共同の利益向上への取組みとして、以下の通り、中期経営計画に基づく各施策と、コーポレート・ガバナンスの枠組みに基づく透明性の高い企業運営を行っております。

イ) 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは「グローバルエクセレントカンパニーの確立」という理念のもと、グローバル市場での自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、中長期の計画を策定し、企業価値向上の為の諸施策を実施しております。

ロ) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社グループは、法令等を遵守し、事業等に関するリスクをコントロールしつつ、自律型・高収益企業としての地位を確立することをめざしております。その為のコーポレート・ガバナンスの取組みとして、取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定することとしている他、2016年の株主総会を経て、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員会は、取締役の職務執行並びに国内外の当社グループ会社の業務内容や財務状況の監視を行っております。また、執行役員制度を導入しており、業務執行に係る重要事項を経営会議において審議、決定する体制をとっております。関連規程を定め、法令等に沿った適時開示を行う体制を整備している他、投資家向け説明会を通じて、当社グループの取組みを直接投資家に説明することや、当社ホームページに最新の企業情報を開示することで、透明性の高い経営をめざしております。

4. 基本方針に照らして不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ) 本対応方針の目的

当社は上場企業として当社株式の自由な売買を認めるべきであるとの考えから、ある特定の者から大規模買付の提案がなされた場合、これを一概に否定するものではなく、あくまで個々の株主により最終的に判断されるべきものと考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者を、当社自身が判断するということは考えておりません。

しかしながら、大規模買付の提案の中には、当社グループの本源的価値を適切に反映していない恐れがあるものや、株主、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様との中長期的な良好な関係が損なわれるおそれのあるものが無いとは言い切れません。また、当社グループの財務及び事業の方針を支配する者は、当社グループの経営理念、企業文化、或いは将来のビジョンを理解・実践し、企業価値・株主共同の利益の向上と社会的貢献に継続的に取り組む責務を有するものであることを理解しない者が現れないとも限りません。

従いまして、不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する為にも、大規模買付行為がなされた場合には、それに応じるか否かを個々の株主が判断する為の情報と時間を確保すること、当社の取締役会が株主の皆様へ代替案を提示する為の情報と時間を確保すること、そして透明性を確保する為、大規模買付者からの情報、提案、当社取締役会からの意見、提案を全て速やかに開示すること、等を大規模買付ルールとして制定することにより、個々の株主が適切な判断を行える体制を整えることといたしました。

ロ) 大規模買付行為の定義

次のa若しくはbのいずれかに該当する行為（ただし、予め当社取締役会が承認したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません）、またはその可能性のある行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

a. 当社が発行する株券等（注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当社株券等の買付行為。

b. 当社が発行する株券等（注1）に関する大規模買付者、及びその特別関係者（注3）の株券等保有割合（注4）の合計が20%以上となる当社株券等の買付行為。

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株式等をいう。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

（注3）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。

（注4）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいう。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

ハ) 大規模買付ルールの制定

a. 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社代表取締役社長宛に、本件大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文書等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。この意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

なお、当社の取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領したことについて、速やかに情報開示を行います。

b. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社が上記意向表明書を受領して10営業日以内に、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成の為、当社代表取締役社長宛に提供していただく情報(以下「大規模買付情報」といいます)のリストを大規模買付者に交付します。その項目の一部は以下の通りです。

- 1) 大規模買付者(組合・ファンドの場合は組合員、その他構成員を含みます)及びそのグループの概要(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます)。
- 2) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の価格・種類・買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます)。
- 3) 買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報等)、及び買付資金の裏付け(実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名前、調達方法、関連する取引の内容を含みます)。
- 4) 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、配当政策、財政政策、資本政策、資産活用等(当社に対し重要提案行為等を行う予定がある場合は、その具体的内容を含みます)。
- 5) 買付後の社員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針。
- 6) 買付後の少数株主との利益相反回避策。
- 7) その他取締役会が合理的に必要と判断する情報。

c. 大規模買付者情報の追加提供と情報開示について

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び提供された大規模買付情報について、株主の皆様への判断の為に必要と認められる場合には、適切と判断する時点でその全部、若しくは一部を開示するものといたします。

また、当初提供いただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。この場合は、当社取締役会は、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が追加で必要とする情報及び必要な理由を通知するものとします。

d. 評価期間

当社取締役会が十分な情報提供を受けたと判断した場合、60日(対価を円貨の現金のみとする公開買付による全株式の買付の場合)、または90日(上記以外の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案の為に期間(以下「取締役会評価期間」といいます)として与えらるものと考えます。取締役会評価期間中、取締役会はフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他社外の専門家等の助言を受けながら、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、一般に公開いたします。また、取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の変更について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものといたします。

二) 大規模買付ルールが遵守されない場合の対応

当社の大規模買付ルールにつきましては、当社における手続きの透明性・客観性を高め、個々の株主が適切な判断を行えるよう十分な情報を入手できる体制を整えることを目的としており、新株予約権や新株の割当を用いた具体的な買収防衛策について定めるものではありません。

かかる大規模買付ルールが遵守されず、大規模買付行為がなされた場合、この手続き違反の事実のみをもって直ちに新株予約権や新株の割当といった具体的な対抗措置を実施する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう、適切に対処していく所存であります。

ホ) 大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の対応

以下aからhの類型に該当すると認められ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、適切な時点においてその判断を公開し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう、適切に対処していく所存であります。

- a. 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付を行っている判断される場合(グリーンメーラー)。
- b. 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要顧客等をそのグループ会社に委譲させることを目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- c. 当社グループの経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として、不当に流用する目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- d. 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの不動産や有価証券等的高額資産を売却処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるなどで株価の急上昇を狙い、当社の株式を売り抜ける目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- e. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合。
- f. 大規模買付者による支配権取得により、株主、取引先、従業員等の当社グループステークホルダーの利益を含む当社グループの企業価値が著しく毀損すると予想されたり、当社グループの企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- g. 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合。
- h. その他、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合。

5. 大規模買付ルールの改廃等

大規模買付ルールにつきましては、平成29年5月23日より発効することとし、有効期間は3年間といたします。ただし、当社は、有効期間中であっても、当該ルールについて随時再検討を行い、見直すことがあるものといたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る当社の基本方針について

- (1) 重要な会社の情報は、企業情報の開示に関する法令(証券取引法及び東京証券取引所規則「適時開示規則」)および社内規則に従い、適時・迅速に開示致します。
- (2) 前項に定める情報以外でも、投資者の投資判断に影響を及ぼすと判断される会社情報についても、積極的に開示致します。
- (3) 開示に当たっては、情報の正確性・網羅性、投資者への公平性に留意し、迅速な公表に努めてまいります。
- (4) 情報開示の公平性を確保するため、各四半期の終了日から当該四半期の決算発表日までの間を沈黙期間とし、当該四半期の決算、業績見通しに関する対外コメント、問合せへの回答は行いません。ただし、当該期間に「適時開示規則」で開示が求められる事象が発生した場合には、所定の手続きに従い開示を行ないます。
- (5) 未公開の重要情報については別途定める「内部者取引防止管理規程」(社内規程)の厳格な対応により、重要情報の管理および内部者取引の防止に万全を期してまいります。

2. 会社情報の適時開示体制について

当社は以上の方針に基づき、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。

- (1) 当社の重要な会社情報については、社長が情報取扱責任者としてその管理にあたります。(但し、社長は、必要がある場合には、他の取締役の中から適当と判断する者を情報取扱責任者として指名することができます。)
- (2) 当社の情報開示の手続きに関する管理部門は表1のとおりです。

- (3) 当社の情報開示に係る適正性の検証は、監査等委員会及び経営監査室が監査を通じて行ないます。
 (4) 上記情報区分に係る適時開示体制の概要は表2のとおりです。

表1 【情報開示の手続きに関する管理部門】

| 情報区分 | 管理部署 | 開示内容 | 関連法規・規則 |
|--------------|-------|---|---|
| 決算情報 | 経理部 | 有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書、臨時報告書等 | 「金融商品取引法」 |
| | | 決算に関する情報 四半期開示に関する事項 | 東京証券取引所規則「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という。) |
| 決定事実 発生事実 | 経営企画部 | 決定事実に関する情報 発生事実に関する情報 (いずれも、組織再編行為、関係会社に係る情報を含む) コーポレートガバナンスに関する事項 | 会社法 東京証券取引所規則 「適時開示規則」 |

表2 【適時開示体制の概要】



